

基本統計用語

1. 農家に関する用語		
(1) 農	家	経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は10アール未満であっても調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯。
(2) 農 家 区 分		
総農家	販売農家	経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。
	自給的農家	経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家。
土地持ち非農家		農家以外で、耕地及び耕作放棄地を5アール以上所有している世帯。
(3) 専 兼 業 区 分 (販売農家について区分したものである。)		
専 業 農 家		世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家。
兼 業 農 家		世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家。
第1種兼業農家		農業所得を主とする兼業農家。
第2種兼業農家		農業所得を従とする兼業農家。
(4) 主 副 業 区 分 (販売農家について区分したものである。)		
主 業 農 家		農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の農業従事日数60日以上の方がいる農家。
準 主 業 農 家		農外所得が主(農家所得の50%以上が農外所得)で、65歳未満の農業従事日数60日以上の方がいる農家。
副 業 的 農 家		65歳未満の農業従事日数60日以上の方がいない農家。
2 農業労働力に関する用語		
(1) 農 業 従 事 者	満15歳以上の世帯員のうち、1年間に自営農業に従事した者。	
(2) 農 業 就 業 人 口	農業従事者のうち、農業に主として従事している者。	
(3) 基 幹 的 農 業 従 事 者	農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が仕事に従事している者。	
(4) 農 業 専 従 者	農業従事日数が年間150日以上の方。	
3 新規就農者に関する用語		
(1) 新 規 学 卒 就 農 者	農家子弟の新規学卒者(中学、高校、大学等の卒業者)のうち、主に農業に従事した者。	
(2) U タ ー ン 就 農 者	子弟で他産業からの離職就農者のうち、離職後の就農状態が「農業が主」の者。このうち、39歳以下の者を「Uターン青年」という。	
(3) 新 規 参 入 者	非農家出身で新たに農業に主として従事した者及び農家出身であっても、自家農業とは別に孤立して新たに農業経営を開始した者。	

農 地

(1) 耕 地	農作物の栽培(耕作)を目的とする土地で、農地とほぼ同義。
(2) 農 用 地	耕地(または農地)と採草放牧地(原野、野草地等)を合わせたもの。
(3) 耕 地 利 用 率	作付延べ面積(同一ほ場で2回以上作付された面積を含む。)を耕地面積で除した値であり、耕地の利用状態を表す。
(4) 耕 地 の 拡 張	耕地以外の地目から田または畑に転換し、農作物を栽培可能な状態にすること。
(5) 耕 地 の か い 廃	田または畑から他の地目に転換し、農作物を栽培困難な状態にすること。
(6) 中 田 (中 畑)	収量や生産条件等が平均的な田(畑)
(7) 経 営 耕 地	所有している耕地(田、畑及び樹園地の合計)のうち、貸付耕地と耕作放棄地を除いたものに借入耕地を加えたもの。
(8) 耕 作 放 棄 地	過去1年以上作付けせず、この数年の間に再び耕作する考えのない耕地。

水 産 業

(1) 海 面 漁 業	海面において、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、水産動植物の採捕を行う事業をいう。
(2) 海 面 養 殖 業	海面又は海面以外の場所に設けられた海水面において施設を施して、水産動植物の種苗を採取又は水産動植物を集約的に育成し、収穫する事業をいう。
(3) 内 水 面 漁 業	公共の内水面において水産動植物を採捕する事業をいう。ただし、天然産種苗の採捕及び漁業権の設定されている内水面における遊漁を含む。
(4) 内 水 面 養 殖 業	販売を目的として一定区画の内水面において、水産動植物を集約的に育成し、収穫する事業をいう。
(5) 漁 業 経 営 体	調査期日前1年間に海面において利潤又は生活の資を得るために販売を目的として、水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った経営体をいう。ただし、調査期日前1年間の漁業の海上作業従事日数が29日以下の個人経営体を除く。
(6) 沿 岸 漁 業 層	漁船非使用、無動力船、動力船10トン未満、定置網、地びき網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
(7) 中 小 漁 業 層	動力船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
(8) 大 規 模 漁 業 層	動力船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
(9) 漁 船	ここでいう漁船とは、直接、漁業生産のために使用された船で、調査期日現在経営体が保有している船で、主船のほかに付属船(まき網漁業の灯船と運搬船等)を含む。ただし、定置網、地びき網及び海面養殖専用船及び運搬専門船、遊漁専門船は含まない。
(10) 漁 業 世 帯	自営漁業世帯及び漁業従事者世帯を総称したものである。
(11) 自 営 漁 業 世 帯	調査期日前1年間に30日以上個人経営で海面漁業を営んだ世帯。
(12) 漁 業 従 事 者 世 帯	調査期日前1年間に生活の資として賃金報酬を得ることを目的として、他人の営む漁業経営体に雇われて、年間30日以上海面漁業の海上作業に従事した世帯員のいる世帯及び共同経営の海面漁業の海上作業に出資者として30日以上従事した者がいる世帯。ただし、自営漁業世帯に該当するものを除く。

(13) 漁業従事者	漁業労働力を経営体から把握する場合の用語で、漁業生産のために海上作業に従事した人をいい、漁船に乗り組んで漁業に従事した人のほか、魚類、貝類、その他の水産動植物の直接の採捕者、定置網の岡見、地びき網のひき子、海面養殖業の海上作業に従事したもの及び潜水夫等をいう。
(14) 漁業就業者	漁業労働力を出身世帯から把握する場合の用語で、沿海市町村に所在する自営漁業世帯及び漁業従事者世帯の世帯員のうち満15歳以上で、過去1年間に自営漁業及び漁業雇われの海上作業に30日以上従事した人をいう。
(15) 沿岸漁業	漁船非使用漁業、無動力船及び動力10トン未満の漁船漁業並びに定置網漁業、地びき網漁業及び海面養殖業をいう。
(16) 沖合漁業	動力10トン以上の漁船を利用する漁業のうち、遠洋漁業及び定置網漁業、地びき網漁業を除いたものをいう。
(17) 遠洋漁業	遠洋底びき網、以西底びき網、大中型まき網1そうまき(かつお・まぐろ)のうち太平洋中央海区又はインド洋で操業するもの、北洋はえ縄・刺網、遠洋まぐろはえ縄、遠洋かつお一本釣、いか流し網(平成4年まで)、遠洋いか釣、その他のはえ縄のうち大西洋はえ縄等漁業及び日口漁業共同事業に係わる漁業をいう。
(18) 漁業生産量	漁業による漁獲量と養殖による収穫量を総称したものである。
(19) 海面漁業漁獲量	海面漁業により採捕したすべての水産動植物の採捕時の原形重量をいい、乗組員の船内食用、自家用(食用又は贈答用)及び自家加工用を含む。ただし、次に掲げるものは漁獲量に含めない。 ア 操業中に丸のまま海中に投棄したもの イ 沈没により滅失したもの ウ 漁業用餌料として自家用のみに採捕したもの エ 養殖用種苗として自家用のみに採捕したもの オ 自家用の肥料のみに供するために採捕したもの
(20) 海面養殖業収穫量	海面養殖業により収穫された水産動植物の数量(自家用を含む)をいう。
(21) 内水面漁業漁獲量	ア 漁業権で設定されている水系 当該水系で採捕されたすべての漁獲物の採捕時の原形重量をいい、天然産種苗採捕量、自家用及び遊漁者の漁獲物を含む。 イ 漁業権の設定されていない水系 許可業者及び漁獲物の販売を目的とする漁業者の採捕したすべての漁獲物の採捕時の原形重量をいい、天然産種苗採捕時、自家用を含むが、遊漁者の漁獲物は含まない。
(22) 内水面養殖業収穫量	内水面養殖業により収穫された水産動植物の数量をいう。